

Chapter 1

R4税制改正の項目

Sec	項 目	基 礎 導入編	基 礎 完成編	応用編	適用時期
1	概 要		★	★	R3.4.1
2	給与等の支給額が増加した場合の特別控除制度			★	R3.4.1
3	試験研究費の特別控除制度			★	R3.4.1
4	資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算			★	R3.4.1

★マークは、各教科書で学習した項目を示しています。

法人税法 直前講義 税制改正編 1

本年度の法人税法の改正は、成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置を抜本的に強化をする等の措置を講ずるとされています。

この資料では、令和4年度本試験に関係する税制改正について学習します。

1 改正の概要

令和4年度（第72回）本試験に関係する法人税に関する税制改正は、主に次の項目について行われています。なお、これらの改正は、原則として令和4年4月1日以後（又は令和4年4月1日以後開始事業年度）について適用されます。

1. 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度（措法42の12の5）

給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度のうち新規雇用者に係る措置を改組し、青色申告書を提出する法人^{*01}が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度^{*02}において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額^{*03}の継続雇用者比較給与等支給額^{*03}に対する増加割合が3%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%の税額控除ができる制度とされました。

この場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上であるときは、税額控除率に10%を加算し、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が20%以上であるときは、税額控除率に5%を加算するとされました。ただし、控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とすることとされました。

^{*01} 資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項をインターネットを利用する方法により公表したことを経済産業大臣に届け出ている場合に限り、適用があるものとすることとされました。

^{*02} 設立事業年度は対象外とすることとされました。

^{*03} 「継続雇用者給与等支給額」とは、継続雇用者（当期及び前期の全期間の各月分の給与等の支給がある雇用者で一定のものをいう。）に対する給与等の支給額をいい、上記の「継続雇用者比較給与等支給額」とは前期の継続雇用者給与等支給額をいいます。

2. 中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の特別控除制度（措法42の12の5）

中小企業における所得拡大促進税制について、税額控除率の上乗せ措置を次のとおりとする見直しを行った上、その適用期限を1年延長することとされました。

- ① 雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が2.5%以上である場合には、税額控除率に15%を加算することとされました。
- ② 教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上である場合には、税額控除率に10%を加算することとされました。

3. 試験研究費の特別控除制度等（措法42条の13⑤）

大企業につき研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除の規定（特定税額控除規定）を適用できないこととする措置について、資本金の額等が 10 億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が 1,000 人以上である場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合^{*04)}のいずれにも該当する場合には、継続雇用者給与等支給額に係る要件を、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が 1 % 以上（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度にあっては、0.5 % 以上）であること（改正前：継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること）とすることとされました。

^{*04)} 設立事業年度は対象外とすることとされました。

4. 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度（令133）

少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度について、対象資産から、取得価額が 10 万円未満の減価償却資産のうち貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供したものを除外することとされました。

5. 一括償却資産の損金算入制度（令133の2）

一括償却資産の損金算入制度について、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除外することとされました。

6. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（措67の5）

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除外した上、その適用期限を 2 年延長することとされました。

7. 資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算（令23①四）

みなし配当の額の計算方法等について、資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等及び資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額は、その資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額を限度とすることとされました。

8. 障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却制度（旧措法46）

障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却制度は、適用期限の到来をもって廃止することとされました。

2 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度（措法42の12の5）

〈計算パターン（中小企業者等以外の場合）〉

改正前	改正後
(1) 判定 $\frac{\text{新規雇用者給与等支給額} - \text{新規雇用者比較給与等支給額}}{\text{新規雇用者比較給与等支給額}} \geq 2\% \quad \therefore \text{適用あり}$ (2) 特別控除額 ① 税額控除限度額 $\text{控除対象新規雇用者給与等支給額} \times 15\%^{※}$ ② 税額基準額 $\text{当期の法人税額} \times 20\%$ ③ 特別控除額 ①と②のいずれか少ない方 → 給与等増加の特別控除 (別表一・法人税額の下控除) ※ 次の場合には、上記15%の割合は20% $\frac{\text{損金算入教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 20\%$	(1) 判定 $\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 3\% \quad \therefore \text{適用あり}$ (2) 特別控除額 ① 税額控除限度額 $\text{控除対象雇用者給与等支給増加額}^{※1} \times 15\%^{※2,3}$ ※1 雇用者給与等支給額－比較雇用者給与等支給額 $\leq \text{雇用者給与等支給額（雇用安定助成金額を控除した金額）} - \text{比較雇用者給与等支給額（雇用安定助成金額を控除した金額）}$ ∴ いずれか少 ② 税額基準額 $\text{当期の法人税額} \times 20\%$ ③ 特別控除額 ①と②のいずれか少ない方 → 給与等増加の特別控除 (別表一・法人税額の下控除) ※2 次の場合には、上記割合に10%加算 $\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 4\%$ ※3 次の場合には、上記割合に5%加算 $\frac{\text{損金算入教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 20\%$

設例－１ 給与等の支給額が増加した場合の特別控除・教育訓練費がある場合(中小企業者等以外の場合)

次の資料により、当社の当期における法人税額の特別控除額を計算しなさい。

- (1) 当社の当期における給与等支給額は455,400,000円である。また、前期における給与等支給額は402,500,000円であった。なお、前期首から当期末まで、雇用者に変動は生じていない。
- (2) 当社の当期における法人税額（別表一②の欄に記載されている金額）は74,240,000円である。
- (3) 当社は、青色申告書を提出する法人であるが、中小企業者に該当しない。
- (4) 当社の教育訓練費は、当期において5,000,000円、前期において3,500,000円、前々期において3,000,000円、前々々期において2,000,000円である。

解答**(1) 判定**

$$\frac{455,400,000 - 402,500,000}{402,500,000} = 13.1\cdots\% \geq 3\% \quad \therefore \text{適用あり}$$

(2) 特別控除額**① 税額控除限度額**

$$(455,400,000 - 402,500,000) \times 30\%^{\ast} = 15,870,000\text{円}$$

$$\ast 1 \quad 13.1\cdots\% \geq 4\%$$

$$\ast 2 \quad \frac{5,000,000 - 3,500,000}{3,500,000} = 42.8\cdots\% \geq 20\%$$

$$\therefore 30\%$$

② 税額基準額

$$74,240,000 \times 20\% = 14,848,000\text{円}$$

③ 特別控除額

$$\textcircled{1} > \textcircled{2} \quad \therefore 14,848,000\text{円}$$

〈計算パターン（中小企業者等の特例）〉

改正前	改正後
(1) 判 定 $\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 1.5\% \quad \therefore \text{適用あり}$ (2) 特別控除額 ① 税額控除限度額 控除対象雇用者給与等支給増加額 × 15%※ ② 税額基準額 当期の法人税額 × 20% ③ 特別控除額 ①と②のいずれか少ない方 → 給与等増加の特別控除 (別表一・法人税額の下控除) ※ 次の場合には、上記15%の割合は25% ① $\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 2.5\%$ ② 次の要件のいずれかを満たすこと イ $\frac{\text{損金算入教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 10\%$ ロ その中小企業者等が、その事業年度終了の日までにおいて中小企業等経営強化法の認定を受けたものであり、その認定に係る経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことにつき一定の証明がされたものであること	(1) 判 定 $\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 1.5\% \quad \therefore \text{適用あり}$ (2) 特別控除額 ① 税額控除限度額 控除対象雇用者給与等支給増加額 × 15%※1※2 ② 税額基準額 当期の法人税額 × 20% ③ 特別控除額 ①と②のいずれか少ない方 → 給与等増加の特別控除 (別表一・法人税額の下控除) ※1 次の場合には、上記割合に15%加算 $\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 2.5\%$ ※2 次の場合には、上記割合に10%加算 $\frac{\text{損金算入教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 10\%$

設例－２	給与等の支給額が増加した場合の特別控除・教育訓練費がある場合（中小企業者等の場合）
------	---

次の資料により、当社の当期における法人税額の特別控除額を計算しなさい。

- (1) 当社の当期における給与等支給額は455,400,000円である。また、前期における給与等支給額は402,500,000円であった。なお、前期首から当期末まで、雇用者に変動は生じていない。
- (2) 当社の当期における法人税額（別表一②の欄に記載されている金額）は70,800,000円である。
- (3) 当社は、青色申告書を提出する中小企業者である。
- (4) 当社の教育訓練費は、当期において5,000,000円、前期において4,000,000円、前々期において3,000,000円、前々々期において2,000,000円である。

解答

(1) 判 定

$$\frac{455,400,000 - 402,500,000}{402,500,000} = 13.1\cdots\% \geq 1.5\%$$

∴ 適用あり

(2) 特別控除額

① 税額控除限度額

$$(455,400,000 - 402,500,000) \times 40\%^{※1、2} = 21,160,000\text{円}$$

$$※1 \quad 13.1\cdots\% \geq 2.5\%$$

$$※2 \quad \frac{5,000,000 - 4,000,000}{4,000,000} = 25\% \geq 10\%$$

∴ 40%

② 税額基準額

$$70,800,000 \times 20\% = 14,160,000\text{円}$$

③ 特別控除額

$$① > ② \quad \therefore 14,160,000\text{円}$$

3 試験研究費の特別控除制度（措法42の13⑤）

〈計算パターン（資本金の額が10億円以上かつ常時従業員数1,000人以上の場合で前期所得が0を超える場合又は設立事業年度若しくは合併事業年度の場合）〉

改正前	改正後
(1) 判定 所得が前期の所得以下の一定の事業年度を除き、イ 継続雇用者給与等支給額がその継続雇用者比較給与等支給額を超えること、ロ 国内設備投資額が減価償却費の総額の30%を超えること、の要件のいずれかに該当すること ∴ 適用あり	(1) 判定 所得が前期の所得以下の一定の事業年度を除き、 <u>次のイとロの要件のいずれかに該当すること</u> <u>∴ 適用あり</u> <u>イ</u> $\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 0.5\%$ ロ 国内設備投資額が減価償却費の総額の30%を超えること

設例－1 試験研究費の特別控除制度・資本金の額が10億円以上かつ常時従業員数1,000人以上の場合で前期所得が0を超える場合

次の資料により、当社の当期における試験研究費の特別控除制度の適用有無の判定を行いなさい。なお、当社は資本金の額が10億円以上、常時従業員数1,000人以上であり、前期所得が0を超える場合に該当する。

- 当社の当期における給与等支給額は455,400,000円である。また、前期における給与等支給額は402,500,000円であった。なお、前期首から当期末まで、雇用者に変動は生じていない。
- 当社の当期において、国内設備投資額を行っていない。

解答

(1) 判定

資本金の額が10億円以上かつ常時従業員数1,000人以上の場合で前期所得が0を超える場合のため次の判定を行う。

$$\frac{455,400,000 - 402,500,000}{402,500,000} = 13.1\cdots\% \geq 0.5\% \quad \therefore \text{適用あり}$$

4 資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算（令23①四）

〈計算パターン〉

改正前	改正後
(1) みなし配当の額 $\frac{\text{資本の払戻しによる 払戻等対応}^{\ast 1} \text{ 交付金銭等の価額 } - \text{資本金額等}}{\text{払戻等に係る当社所有株式数}} \times \frac{\text{発行済株式総数}}{\text{発行済株式総数}}$ ※1 払戻法人の払戻直前の資本金等の額 × 払戻割合^{※2} ※2 払戻割合 $\frac{\text{払戻しにより減少した資本剰余金の額}}{\text{払戻法人の前期末の資産の帳簿価額} - \text{払戻法人の前期末の負債の帳簿価額}}$（小数点以下3位未満切上）	(1) みなし配当の額 $\frac{\text{資本の払戻しによる 払戻等対応}^{\ast 1} \text{ 交付金銭等の価額 } - \text{資本金額等}^{\ast 1}}{\text{払戻等に係る当社所有株式数}} \times \frac{\text{発行済株式総数}}{\text{発行済株式総数}}$ ※1 払戻法人の払戻直前の資本金等の額 × 払戻割合^{※2} = × × ≧ 払い戻しにより減少した資本剰余金の額 ∴ いずれか少 ※2 払戻割合 $\frac{\text{払戻しにより減少した資本剰余金の額}}{\text{払戻法人の前期末の資産の帳簿価額} - \text{払戻法人の前期末の負債の帳簿価額}}$（小数点以下3位未満切上）

設例－1

資本の払戻し・減資資本金額がその減少した資本剰余金の額を限度となる場合

次の資料により、当社のみなし配当の額を計算しなさい。

- (1) 当社はA株式4,500株（帳簿価額400,000円）を所有しているが、A株式の発行法人であるA社は、当期において資本の払戻しを行っている。その交付財源等の資料は、次のとおりである。

＜資 料＞

- ① 発行済株式総数 450,000株
- ② 払戻金総額 20,000,000円（うち資本剰余金の額の減少に伴う剰余金の配当額は19,500,000円である。）

A社の払戻し直前の資本構成		前期末の資産の帳簿価額	前期末の負債の帳簿価額
資本金等の額	その他		
21,000,000円	△500,000円	70,000,000円	49,500,000円

- (2) 当社は、A社が行った資本の払戻しにより200,000円の交付を受けている。

解答

$$200,000 - 19,500,000 \times \frac{4,500}{450,000} = 5,000 \text{円}$$

$$\ast \text{ ① } \frac{19,500,000}{70,000,000 - 49,500,000} = 0.9512 \cdots \rightarrow 0.952$$

$$\text{② } 21,000,000 \times 0.952 = 19,992,000 \text{円} > 19,500,000 \text{円} \quad \therefore 19,500,000 \text{円}$$

Chapter2

理論集の改訂項目

番 号	項 目	該当ページ
6-4	少額の減価償却資産等	2~3
8-3	交際費等の損金不算入	4
9-1	国庫補助金等の圧縮記帳	5
9-3	保険金等の圧縮記帳	6
9-6	特定資産の買換えの圧縮記帳	7~8
9-8	収用等の圧縮記帳	9~10
11-1	欠損金の繰越し及び欠損金の繰戻し還付	11~12
15-4	試験研究費の特別控除	13~15
15-6	給与等の支給額が増加した場合の特別控除	16~18

※ 改正による変更部分は、赤色及びラインで示しています。

少額の減価償却資産等



1 少額の減価償却資産（令133）❖❖❖

内国法人が事業の用に供した減価償却資産（国外リース資産及びリース資産を除く。）で、取得価額が10万円未満のもの（貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供したものを除く。）又は使用可能期間が1年未満のものを有する場合において、その取得価額相当額をその事業供用日の属する事業年度において損金経理をしたときは、その経理した金額は、その事業年度の損金の額に算入する。

2 一括償却資産

(1) 内 容（令133の2①）❖❖❖

内国法人が減価償却資産で取得価額が20万円未満のもの（国外リース資産及びリース資産並びに①の適用を受けるものを除く。）を事業の用に供した場合において、その（貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供したものを除く。）全部又は特定の一部を一括したものを（以下「一括償却資産」という。）の取得価額の合計額（以下「一括償却対象額」という。）をその事業年度以後の費用又は損失の額とする方法を選定したときは、その一括償却資産につきその事業年度以後の損金の額に算入する金額は、損金経理をした金額のうち、次の金額に達するまでの金額とする。

$$\text{一括償却対象額} \times \frac{\text{その事業年度の月数}}{36}$$

(2) 明細書の添付（令133の2⑫⑬）

- ① (1)の規定は、一括償却資産の事業供用日の属する事業年度の確定申告書に、一括償却対象額の記載があり、かつ、その計算に関する書類を保存している場合に限り、適用する。
- ② 一括償却資産につき損金経理をした金額がある場合には、損金算入額に関する明細書を確定申告書に添付しなければならない。

3 中小企業者等の少額減価償却資産

(1) 内 容（措法67の5①、措令39の28①） ❀❀❀

中小企業者等（適用除外事業者に該当するものを除き、常時使用する従業員の数が**500人以下**のものに限る。）が、事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が**30万円未満**のもの（その取得価額が**10万円未満**のもの、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供したもの及び $\boxed{1}$ 又は $\boxed{2}$ 等の**適用を受けるもの**を除く。以下「**少額減価償却資産**」という。）を有する場合において、その**取得価額相当額**をその事業供用日の属する事業年度において**損金経理**をしたときは、その**経理した金額**は、その事業年度の損金の額に算入する。

（注）少額減価償却資産の取得価額の合計額が**300万円**を超えるときは、その取得価額の合計額のうち**300万円**に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とする。

(2) 明細書の添付（措法67の5③）

(1)の規定は、確定申告書に少額減価償却資産の取得価額に関する**明細書**の添付がある場合に限り、適用する。

交際費等の損金不算入



1 損金不算入（措法61の4①）❖❖❖

法人が各事業年度において支出する交際費等の額（その事業年度終了の日における資本金又は出資金の額が百億円以下である一定の法人については、接待飲食費の額の50%相当額を超える部分の金額）は、その事業年度の損金の額に算入しない。

2 中小法人の特例（措法61の4②⑤）❖❖

(1) 内 容

①の場合において、法人のうちその事業年度終了の日における資本金の額が1億円以下であるもの（普通法人のうち大法人による完全支配関係があるもの等を除く。）については、次の区分に応じそれぞれの金額をもって、①の超える部分の金額とすることができる。

- ① 交際費等の額が定額控除限度額以下である場合 … 零
- ② 交際費等の額が定額控除限度額を超える場合 … その超える部分の金額

(注) 定額控除限度額とは、次の金額をいう。

$$800\text{万円} \times \frac{\text{その事業年度の月数}}{12}$$

(2) 申告要件

(1)の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に定額控除限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

3 意 義（措法61の4④⑥、措令37の5①②）❖❖❖

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの（次のいずれかに該当するものを除く。）をいい、接待飲食費とは、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。以下「飲食費」という。）であって、その旨につき一定の方法により明らかにされているものをいう。

- (1) 専ら従業員の慰安のために行われる運動会等のために通常要する費用
- (2) 飲食費で、参加者一人当たりの支出金額が5千円以下のもの（一定の書類を保存している場合に限る。）
- (3) (1)(2)のほか、カレンダー等の贈与費用、会議費及び取材費等で通常要する費用

国庫補助金等の圧縮記帳



1 圧縮記帳

(1) 損金算入（法42①）❖❖❖

内国法人（**清算中**のものを除く。）が、次の要件を満たす場合において、その**固定資産**につき、**圧縮限度額**の範囲内で一定の経理をしたときは、その経理した金額はその事業年度の**損金の額**に算入する。

- ① **固定資産**の取得等に充てるための国庫補助金等の交付を受けること。
- ② その事業年度においてその国庫補助金等をもってその**交付目的**に適合した**固定資産**を取得等したこと。
- ③ 国庫補助金等の**返還不要**がその事業年度終了時まで確定したこと。

(2) 圧縮限度額（法42①）

固定資産の取得等に充てた国庫補助金等の額 （その固定資産がその事業年度前において取得又は改良をした減価償却資産である場合には、その国庫補助金等の額を基礎として所定の計算をした金額）

(3) 経理方法（法42①、令80）❖❖

- ① 帳簿価額を**損金経理**により減額する方法
- ② **確定した決算**において積立金として積み立てる方法
- ③ 決算確定日までに**剰余金の処分**により積立金として積み立てる方法

(4) 取得価額（令80の2①）❖

圧縮記帳により**損金の額に算入された金額**は、取得価額に算入しない。

(5) 備忘価額（令93）❖

圧縮記帳により帳簿価額が**1円未満**となる場合でも、帳簿価額として**1円以上**の金額を付さなければならない。

2 申告要件（法42③④）❖

①の規定は、税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、確定申告書に損金算入に関する**明細の記載**がある場合に限り適用する。

保険金等の圧縮記帳



1 圧縮記帳

(1) 損金算入（法47①）♣♣♣

内国法人（**清算中**のものを除く。）が、次の要件を満たす場合において、その**代替資産等**につき、**圧縮限度額**の範囲内で一定の経理をしたときは、その経理した金額は、その事業年度の**損金の額**に算入する。

- ① **所有固定資産**の滅失又は損壊により**保険金等**の支払いを受けること。
- ② その事業年度においてその**保険金等**をもって**代替資産**の取得（**所有権移転外リース取引**による取得を除く。）等をしたこと。

(2) 圧縮限度額（法47②、令85、87）♣

$$\text{保険差益金の額} \times \frac{\text{代替資産の取得等に充てた保険金等の額}}{\text{保険金等の額} - \text{滅失経費の額}}$$
 （**分母の額**を限度とする。）

（注）保険差益金の額＝（保険金等の額－滅失経費の額）－ $\frac{\text{被害資産の被害直前の帳簿価額のうち被害部分相当額}}{\text{被害資産の被害直前の帳簿価額}}$

なお、代替資産等がその事業年度前において取得又は改良をした減価償却資産である場合には、所定の計算をした金額とする。

また、保険金等の支払に代えて**代替資産等の交付**を受けた場合には、次の金額とする。

$$(\text{代替資産の取得時の価額} - \text{滅失経費の額}) - \frac{\text{被害資産の被害直前の帳簿価額のうち被害部分相当額}}{\text{被害資産の被害直前の帳簿価額}}$$

(3) 経理方法（法47①、令86）♣♣

- ① 帳簿価額を**損金経理**により減額する方法
- ② **確定した決算**において積立金として積み立てる方法
- ③ 決算確定日までに**剰余金の処分**により積立金として積み立てる方法

(4) 取得価額（令87の2①）♣

圧縮記帳により**損金の額に算入された金額**は、**取得価額**に算入しない。

(5) 備忘価額（令93）♣

圧縮記帳により**帳簿価額**が1円未満となる場合でも、**帳簿価額**として1円以上の金額を付さなければならない。

2 申告要件（法47③④）♣

①の規定は、**税務署長**がやむを得ない事情があると認める場合を除き、確定申告書に**損金算入**に関する明細の記載がある場合に限り適用する。

特定資産の買換えの圧縮記帳

1 圧縮記帳

(1) 損金算入（措法65の7①⑩）❖❖❖

法人（**清算中**のものを除く。）が、次の要件を満たす場合において、その買換資産につき、**圧縮限度額**の範囲内で一定の経理をしたときは、その経理した金額は、その事業年度の**損金の額**に算入する。

- ① 特定の譲渡資産（**棚卸資産**を除く。）の譲渡をしたこと。
- ② その譲渡日を含む事業年度において特定の**買換資産**を取得（**所有権移転外リース取引**による取得を除く。）したこと。
- ③ その取得日から**1年以内**に事業の用に供したこと又は供する**見込み**であること。

(2) 面積制限（措法65の7②、措令39の7⑩）❖

買換資産である土地等の面積が、**譲渡資産**である土地等の面積の**5倍**を超えるとときは、その超える部分の面積に対応する土地等は、**買換資産**に該当しない。

(3) 圧縮限度額（措法65の7①⑩⑪）❖

圧縮基礎取得価額×差益割合×**80%**（一定の場合は75%又は70%）

（注1）圧縮基礎取得価額

買換資産の取得価額と**譲渡資産**の譲渡対価の額のうちいずれか**少ない金額**（買換資産が(6)の規定により買換資産とみなされた資産であり、かつ、その買換資産が減価償却資産であるときは、その金額を基礎とし所定の計算をした金額）

（注2）差益割合

$$\frac{(A) - (\text{譲渡資産の} \text{譲渡直前の帳簿価額} + \text{譲渡経費の額})}{\text{譲渡資産の譲渡対価の額 (A)}}$$

(4) 経理方法（措法65の7①）❖❖

- ① 帳簿価額を**損金経理**により減額する方法
- ② **確定した決算**において積立金として積み立てる方法
- ③ 決算確定日までに**剰余金の処分**により積立金として積み立てる方法

(5) 取得価額（措法65の7⑧）❖

圧縮記帳により**損金の額**に算入された金額は、**取得価額**に算入しない。

(6) 先行取得（措法65の7③）✿

法人が特定の譲渡資産の譲渡日を含む事業年度開始の日前1年以内に特定の買換資産の取得をし、かつ、その取得日から1年以内に事業の用に供したとき又は供する見込みであるときは、一定の届出をしたその資産に限り、(1)の適用を受けることができる。

2 申告要件（措法65の7⑤⑥）✿

①の規定は、税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、確定申告書に損金算入に関する申告の記載があり、かつ、明細書の添付がある場合に限り適用する。

収用等の圧縮記帳



1 圧縮記帳

(1) 損金算入（措法64①、措令39）❖❖❖

法人（**清算中**のものを除く。）が、次の要件を満たす場合において、その代替資産につき、**圧縮限度額**の範囲内で一定の経理をしたときは、その経理した金額は、その事業年度の**損金の額**に算入する。

- ① その有する資産（**棚卸資産**を除く。）が**収用等**され、**補償金等**を取得したこと。
- ② その**収用等**のあった日を含む事業年度において**代替資産**を取得（**所有権移転外リース取引**による取得を除く。）したこと。

(2) 圧縮限度額（措法64①）❖

圧縮基礎取得価額×**差益割合**

（注1）圧縮基礎取得価額

代替資産の取得価額と差引対価補償金の額（対価補償金の額－譲渡経費の額）のいずれか少ない金額

（注2）差益割合

$$\frac{\text{(A) ー 譲渡資産の譲渡直前の帳簿価額}}{\text{差引対価補償金の額 (A)}}$$

(3) 経理方法（措法64①）❖❖

- ① 帳簿価額を**損金経理**により減額する方法
- ② **確定した決算**において積立金として積み立てる方法
- ③ 決算確定日までに**剰余金の処分**により積立金として積み立てる方法

(4) 取得価額（措法64⑧）❖

圧縮記帳により損金の額に算入された金額は、**取得価額に算入しない**。

(5) 先行取得（措法64③）❖

(1)に規定する場合において、その法人が、収用等のあった日を含む事業年度開始の日から起算して1年（やむを得ない事情がある場合には、一定の期間）前の日（同日がその収用等によりその法人の有する資産の譲渡をすることとなることが明らかとなった日前である場合には、同日）からその開始の日の前日までの間に代替資産となるべき資産の取得をしたときは、その資産を代替資産とみなして(1)の規定の適用を受けることができる。この場合において、その資産が減価償却資産であるときにおけるその資産に係る圧縮限度額は、その資産の取得価額に差益割合を乗じて計算した金額を基礎として所定の計算をした金額とする。

2 申告要件（措法64⑤⑥）✿

①の規定は、税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、確定申告書に損金算入に関する申告の記載及び明細書の添付があり、かつ、一定の書類の保存がある場合に限り適用する。

欠損金の繰越し及び欠損金の繰戻し還付



1 欠損金の繰越し

(1) 損金算入（法57①）♣♣♣

内国法人の各事業年度開始の日前**10年**（一定の場合は**9年**）以内に開始した事業年度において生じた**欠損金額**（すでに**損金の額**に算入されたもの及び欠損金の**繰戻し還付**の計算の基礎となったものを除く。）がある場合には、その**欠損金額相当額**は、その各事業年度の**損金の額**に算入する。

ただし、その欠損金額相当額が**損金算入限度額**からその欠損金額が生じた事業年度前の事業年度において生じた欠損金額相当額でこの規定により**損金算入される金額を控除した金額を超える金額**については、**この限りでない**。

(2) 損金算入限度額（法57①⑪）♣♣

損金算入限度額は、次の区分に応じそれぞれの金額を限度とする。

① 次に掲げる内国法人

… この規定等適用前の**所得金額**

- (イ) 普通法人のうち、その事業年度終了時の資本金の額が**1億円以下**であるもの（大法人による**完全支配関係**があるものを除く。）又は資本を有しないもの
- (ロ) 更生手続開始の決定の日からその更生手続開始の決定に係る**更生計画認可の決定の日以後7年**を経過する日までの**期間内の日**の属する事業年度である法人
- (ハ) 再生手続開始の決定の日からその再生手続開始の決定に係る**再生計画認可の決定の日以後7年**を経過する日までの**期間内の日**の属する事業年度である法人
- (ニ) **設立の日以後7年**を経過する日までの**期間内の日**の属する事業年度である法人 など

② ①以外の内国法人

… この規定等適用前の**所得金額の50%**相当額

(3) 申告要件（法57⑩）♣

(1)の規定は、**欠損金額**の生じた事業年度において確定申告書を提出し、かつ、その後**連続して**確定申告書を提出している場合であって、一定の書類を**保存**している場合に限り適用する。

2 欠損金の繰戻し還付

(1) 還付の請求（法80①） ❖❖❖

青色申告書である確定申告書を提出する事業年度において生じた欠損金額がある場合には、その内国法人は、その確定申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、次の法人税額の還付を請求することができる。

$$\text{還付所得事業年度の法人税額} \times \frac{\text{欠損事業年度の欠損金額}}{\text{還付所得事業年度の所得金額}}$$

(注) 還付所得事業年度とは、欠損事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度をいう。

(2) 申告要件（法80③） ❖

(1)の規定は、還付所得事業年度から欠損事業年度の前事業年度まで連続して青色申告書である確定申告書を提出し、欠損事業年度の青色申告書である確定申告書をその提出期限までに提出した場合に限り適用する。

(3) 災害損失欠損金額の繰戻し還付（法80⑤、法27） ❖❖❖

(1)(2)の規定は、災害により、内国法人のその災害があった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又はその災害があった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額がある場合について準用する。この場合において、一定のものにつき読み替えるものとする。

また、この規定の適用を受けた場合には、仮決算の中間申告書の提出により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった災害損失欠損金額相当額は、その中間期間の属する事業年度の益金の額に算入する。

(4) 還付請求書（法80⑨） ❖❖

(1)(3)の還付請求をしようとする内国法人は、その還付を受けようとする法人税額等を記載した還付請求書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(5) 不適用（措法66の12） ❖❖

(1)の規定は、次の法人以外の法人の各事業年度において生じた欠損金額については、適用しない。ただし、清算中に終了する事業年度等を除く。

① 普通法人のうち、その事業年度終了時の資本金の額が1億円以下であるもの(大法人による完全支配関係があるもの及び大通算法人を除く。)又は資本を有しないもの

② その他一定の法人

3 欠損金額の意義（法2十九） ❖

各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の損金の額がその事業年度の益金の額を超える場合のその超える部分の金額をいう。

試験研究費の特別控除



1 総額に係る税額控除（措法42の4①③）♣♣♣

青色申告法人の各事業年度において、**試験研究費の額**（その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額を控除した金額。以下同じ。）がある場合には、その事業年度の調整前法人税額から、次の金額を控除する。

ただし、その事業年度の調整前法人税額の**25%**（設立後一定の期間で一定の場合等は40%）相当額を限度とする。

試験研究費の額×税額控除割合（下記の（注）の割合とするが、設立事業年度等であるときは8.5%）

（注）① 増減試験研究費割合**>9.4%**の場合

$10.145\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$ （小数点以下3位未満切捨、最高14%）

② 増減試験研究費割合**≤9.4%**の場合

$10.145\% - (9.4\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$ （小数点以下3位未満切捨、最低**2%**）

2 中小企業者等の税額控除（措法42の4④⑤）♣♣♣

中小企業者等（適用除外事業者に該当するものを除く。）の各事業年度（**①**の適用を受ける事業年度を除く。）において、試験研究費の額がある場合には、その事業年度の調整前法人税額からその試験研究費の額に**税額控除割合（12%）**を乗じた金額を控除する。

ただし、その事業年度の調整前法人税額の25%相当額を限度とする。

なお、増減試験研究費割合が**9.4%超**の場合は、**税額控除割合は次の割合とし**、上記25%は35%（一定の場合40%）とする。

$12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$ （小数点以下3位未満切捨、最高17%）

3 試験研究費割合が10%超の場合の税額控除割合（措法42の4③⑥）

①又は**②**の適用を受ける事業年度において、**試験研究費割合が10%超**の場合には、**①**又は**②**の税額控除割合は、**①**又は**②**の税額控除割合と**①**又は**②**の税額控除割合に次の割合を乗じて計算した割合とを合計した割合（**①**は最高14%。**②**は最高17%）とする。

$(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5$ （最高10%）

4 試験研究費割合が10%超の場合の税額基準額（措法42の4③⑥）

①又は②の適用を受ける事業年度（②の35%の適用を受ける事業年度を除く。）において、試験研究費割合が10%超の場合には、①又は②の25%相当額は、25%相当額に次の金額を加算した金額とする。

調整前法人税額×（試験研究費割合－10%）×2（小数点以下3位未満切捨、最高10%）

5 特別試験研究費の額がある場合（措法42の4⑦）❖❖

青色申告法人の各事業年度において、特別試験研究費の額（①又は②の計算の基礎になったものを除く。）がある場合には、その事業年度の調整前法人税額から、次の金額の合計額を控除する。

ただし、その事業年度の調整前法人税額の10%相当額を限度とする。

- (1) その特別試験研究費の額のうち特別試験研究機関等と共同又はその機関等に委託する試験研究費の額として一定のものの30%相当額
- (2) その特別試験研究費の額のうち他の者と共同して行う試験研究又は他の者に委託する試験研究であって、革新的なもの又は国立研究開発法人等における研究開発の成果を実用化するために行うものに係る試験研究費の額として一定のものの25%相当額
- (3) その特別試験研究費の額のうち(1)及び(2)に該当しないものの20%相当額

6 給与が増加しなかった場合等の適用除外（措法42の13⑥）❖

①⑤の規定は、中小企業者等（適用除外事業者に該当するものを除く。）以外の法人が、その特定対象年度において次の要件のいずれにも該当しないとき（特定対象年度の所得の金額がその前事業年度の所得の金額以下である一定の場合を除く。）は、適用しない。

- (1) 次の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

① その対象年度終了の時ににおいて、その法人の資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合で一定の場合

$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 0.5\%$$

② ①以外の場合

その法人の継続雇用者給与等支給額がその継続雇用者比較給与等支給額を超えること。

- (2) その法人の国内設備投資額がその当期償却費総額の30%相当額を超えること。

7 申告要件（措法42の4⑩）✧

① ② ⑤の規定は、確定申告書等（これらの規定により控除を受ける金額を増加させる**修正申告書**又は**更正請求書**を含む。）に控除を受ける金額その他一定の金額及びその明細を記載した書類の**添付**がある場合に限り、控除額の計算の基礎となる試験研究費の額等は、確定申告書等に添付された書類に記載された試験研究費の額等を基礎として計算した金額を限度として適用する。

給与等の支給額が増加した場合の特別控除

1 中小企業者等以外の場合

(1) 内 容（措法42の12の5①）♣♣♣

青色申告法人が各事業年度において、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の要件を満たすとき（資本金の額等が10億円以上で一定の場合は、一定の場合に限る。）は、その事業年度の調整前法人税額から控除対象雇用者給与等支給増加額の15%相当額を控除する。

継続雇用者給与等支給増加割合 $\geq 3\%$

ただし、その事業年度の調整前法人税額の20%相当額を限度とする。

(2) 控除割合の増加（措法42の12の5①）♣

次の要件を満たすときは、上記(1)の15%にそれぞれの割合を加算した割合とする。

① 継続雇用者給与等支給増加割合 $\geq 4\%$ であること 10%

②
$$\frac{\text{損金算入される教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 20\% \text{ であること } 5\%$$

2 中小企業者等の場合

(1) 内 容（措法42の12の5②）♣♣♣

中小企業者等（適用除外事業者に該当するものを除く。）が各事業年度において、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の要件を満たすときは、その事業年度の調整前法人税額からその事業年度の控除対象雇用者給与等支給増加額の15%相当額を控除する。

ただし、その事業年度の調整前法人税額の20%相当額を限度とする。

雇用者給与等支給増加割合 $\geq 1.5\%$

(2) 控除割合の増加（措法42の12の5②一二）♣

次の要件を満たすときは、上記(1)の15%にそれぞれの割合を加算した割合とする。

① 雇用者給与等支給増加割合 $\geq 2.5\%$ であること 15%

②
$$\frac{\text{損金算入される教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 10\% \text{ であること } 10\%$$

3 申告要件（措法42の12の5⑤）

① ② の規定は、確定申告書等（これらの規定により 控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を含む。）に控除を受ける金額その他一定の金額及びその明細を記載した書類の添付がある場合に限り、確定申告書等に添付された書類に記

載された控除対象雇用者給与等支給増加額を基礎として計算した金額を限度として適用する。

4 意 義（措法42の12の5③、措令27の12の5⑰⑱）

(1) 雇用者給与等支給額✧

適用年度の損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。

(2) 比較雇用者給与等支給額✧

適用年度の前事業年度の損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。

(3) 国内雇用者 ✧

法人の使用人のうちその法人の有する国内の事業所に勤務する雇用者として一定のものに該当するものをいう。

(4) 継続雇用者給与等支給額✧

継続雇用者（法人の適用業年度及びその前事業年度の期間内の各月分のその法人の給与等の支給を受けた国内雇用者として一定のものをいう。）に対するその適用年度の給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（一定のものを除く。）を控除した金額）として一定の金額をいう。

(5) 継続雇用者比較給与等支給額✧

法人の継続雇用者に対する前事業年度の給与等の支給額として一定の金額をいう。

(6) 控除対象雇用者給与等支給増加額✧

法人の雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額（その金額がその法人の調整雇用者給与等支給増加額を超える場合には、その調整雇用者給与等支給増加額）をいう。

(7) 教育訓練費✧

法人がその国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で次のものをいう。

① 法人がその国内雇用者に対して教育、訓練、研修、講習その他これらに類するもの（以下「教育訓練等」という。）を自ら行う場合

次に掲げる費用

イ 教育訓練等のために講師又は指導者（その法人の役員又は使用人である者を除く。）に対して支払う報酬等の費用

ロ 教育訓練等のために施設、設備その他の資産を賃借する場合におけるその賃借に要する費用等

② 法人から委託を受けた他の者が教育訓練等を行う場合

その教育訓練等のために当該他の者に対して支払う費用

③ 法人がその国内雇用者を他の者が行う教育訓練等に参加させる場合

当該他の者に対して支払う授業料等の費用

(8) 比較教育訓練費の額❖

法人の適用年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度の損金算入される教育訓練費の額の合計額をその各事業年度の数で除して計算した金額をいう。